

奈良県選挙管理委員会告示第九十号

平成三十一年四月七日執行の奈良県議会議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、候補者一人につき、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中 川 清 孝

奈良市・山辺郡選挙区	金六、二一四、六〇〇円
大和高田市選挙区	金六、二四九、八〇〇円
大和郡山市選挙区	金五、九三五、一〇〇円
天理市選挙区	金六、一三三、三〇〇円
橿原市・高市郡選挙区	金六、二五五、一〇〇円
桜井市選挙区	金五、九一〇、一〇〇円
五條市選挙区	金六、一二三、二〇〇円
御所市選挙区	金五、八一五、五〇〇円
生駒市選挙区	金五、九四五、一〇〇円
香芝市選挙区	金六、五四四、八〇〇円
葛城市選挙区	金六、四二〇、八〇〇円
宇陀市・宇陀郡選挙区	金六、三六二、七〇〇円
生駒郡選挙区	金六、六三二、〇〇〇円
磯城郡選挙区	金五、五七一、九〇〇円
北葛城郡選挙区	金六、二〇五、一〇〇円
吉野郡選挙区	金五、四〇一、六〇〇円